

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和38年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>政策地域部国際室</u>に勤務し、旅券事務に従事する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 <u>政策地域部国際室</u>に勤務し、旅券事務に従事する職員は、国際室長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(現業その他特殊な業務に従事する職員の勤務時間の割振りの特例)</p> <p>第13条 現業その他特殊な業務に従事する職員（<u>非常勤職員（短時間勤務職員を除く。次条において同じ。）</u>を除く。）で、この訓令の規定により難しいものの勤務時間の割振りについては、知事の承認を得て所属長が別に定めることができる。</p> <p>(<u>非常勤職員の勤務時間及び勤務時間の割振り</u>)</p> <p>第14条 <u>非常勤職員の勤務時間は、1週間につき29時間の範囲内とする。ただし、専ら監視又は断続的労働に従事する非常勤職員で、労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第3号の規定による許可を受けたものについては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する非常勤職員の勤務時間の割振りは、所属長の定めるところによる。</u></p>	<p>(<u>ふるさと振興部国際室</u>に勤務し、旅券事務に従事する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 <u>ふるさと振興部国際室</u>に勤務し、旅券事務に従事する職員は、国際室長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(現業その他特殊な業務に従事する職員の勤務時間の割振りの特例)</p> <p>第13条 現業その他特殊な業務に従事する職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）</u>を除く。）で、この訓令の規定により難しいものの勤務時間の割振りについては、知事の承認を得て所属長が別に定めることができる。</p> <p>(<u>第1号会計年度任用職員の勤務時間の割振り</u>)</p> <p>第14条 <u>第1号会計年度任用職員の勤務時間の割振りについては、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して、所属長が別に定めることができる。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。